

急 告

脱法ドラッグ (脱法ハーブ、合法アロマリキッド等) について

薬事法が改正され、平成 26 年 4 月 1 日から「指定薬物の所持・使用等が禁止」になりました。

「脱法ドラッグ」には違法薬物と同等に、もしくはそれ以上に危険な成分が含まれていることもあり、一度でも使用した場合、身体に極めて深刻な影響をきたす可能性があることはご存知のことと思います。

また、「脱法ドラッグ」等と称されて販売されている商品の多くには指定薬物が含まれているため、この度の法改正により、これらを所持・使用・購入・譲り受けた場合、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はこれらが併科されることとなりました。

自身の健康や健全な学生生活を守るためにも、これらの薬物を安易に使用等することは絶対にしないでください。

関西大学
学生センター